

【表紙】	
【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年6月26日
【会社名】	T D K株式会社
【英訳名】	TDK CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 上釜 健宏
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役専務執行役員 江南 清司
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目13番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長 上釜健宏及び当社取締役専務執行役員 江南清司は、1934年米国証券取引所法（その後の変更を含む。）の規則13a-15(f)において定義される財務報告に係る十分な内部統制を構築し、かつ維持することについて責任を負っている。

当社は、平成21年3月31日時点における財務報告に係る内部統制の有効性の評価を行った。この評価を行うに際し、経営者はトレッドウェイ委員会支援組織委員会が「内部統制の統合的枠組み」で規定した基準（COSO基準）を使用した。

なお、財務報告に係る内部統制は、内部統制の持つ固有の限界により、すべての開示の誤りを防ぎ、または発見できるものではない。また、将来の連結会計年度に係る有効性の評価の予測は、内部統制が諸条件の変化により不十分なものとなるリスクや、方針や手続の遵守の程度が低下するリスクを有している。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度の末日である平成21年3月31日を基準日として行われており、評価に当っては、トレッドウェイ委員会支援組織委員会が「内部統制の統合的枠組み」で規定した基準に準拠している。

当社の財務報告に係る内部統制は、以下についての方針及び手続を含んでいる。

- (1) 合理的な詳細さで正確かつ公正に会社の資産に関する取引及び処分を反映した記録を維持するために相応しいものであること、
- (2) 一般に公正妥当と認められる会計原則に従った財務諸表の作成を可能とするために必要な取引が記録されていること及び会社の収入と支出が会社の経営者と取締役の承認に従ってのみなされていることの合理的な保証を提供すること、並びに
- (3) 財務諸表に重大な影響を及ぼし得る当社の資産の不正な取得、使用または処分を防止または適時に発見することの合理的な保証を提供すること

なお、平成21年3月31日時点における財務報告に係る内部統制の評価対象から、平成20年10月17日に買収したドイツのEPCOS AG及びその子会社（以下、「EPCOSグループ」という。）を除いている。平成21年3月31日現在のEPCOSグループの総資産及び平成20年10月1日から平成21年3月31日までの売上高は、それぞれ173,327百万円及び67,983百万円である。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、経営者は、平成21年3月31日時点で、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると結論づけた。

4【付記事項】

当社は、米国証券取引所法の要請に準拠し、財務報告に関する内部統制の評価を実施している。また、内部統制報告書については、米国において要請される用語、様式及び作成方法に基づき作成している。我が国において、一般に公正妥当と認められる財務報告に関する内部統制の評価の基準に従って作成する場合との主要な相違点は以下の通りである。

- (1) 財務報告に関する内部統制の評価を実施する際の基準は、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みではなく、トレッドウェイ委員会支援組織委員会が「内部統制の統合的枠組み」で規定した基準（COSO基準）に準拠している。
- (2) 財務報告に関する内部統制の評価範囲は「経理の状況」における「連結財務諸表等」を対象とし、その他の開示は含んでいない。
- (3) 財務報告に関する内部統制の評価対象には、持分法適用関連会社は含んでいない。
- (4) 財務報告に関する内部統制の評価対象には、当連結会計年度に買収した会社は含んでいない。

5【特記事項】

該当事項なし。